

## 朝来市ホームページのリンク承認に関する取扱基準

平成17年7月14日

朝来市訓令第93号

改正 平成17年12月6日 朝来市訓令第110号

平成18年4月19日 朝来市訓令第11号

### (目的)

第1条 この訓令は、市が開設するホームページ（以下「市ホームページ」という。）及び他の団体又は個人等が開設したホームページとのリンク承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (市ホームページからのリンク承認基準)

第2条 市ホームページからリンクすることができる対象サイトは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校等の教育機関及びこれらの連合体
- (3) 公益法人及びこれらに準ずる各種団体・組織
- (4) 朝来市内の企業又は団体若しくは個人
- (5) その他特に市長が認める団体

### (リンクするサイトの内容による不承認)

第3条 市長は、前条の対象サイトのうち、次のいずれかに該当するものについては、市ホームページからのリンクを承認しない。

- (1) 市の施策の推進に寄与すると認められないサイト
- (2) 誹謗中傷等公序良俗に反するものその他社会的非難を受けるおそれのあるサイト
- (3) アダルトコンテンツを含むサイト
- (4) 政治活動又は宗教活動若しくは選挙運動等を行うサイト
- (5) 著作権その他第三者の財産・生命・プライバシー等の権利を侵害しているサイト
- (6) 犯罪行為に結びつくと判断されるサイト
- (7) サイト管理責任者又はサイトの内容が明確でないサイト
- (8) 法律又は法令若しくは市条例等に反する又は反するおそれのある内容のサイト
- (9) 販売や会員勧誘などを行うもので連絡先など利用者に必要な情報が明記されていないサイト
- (10) リンク時に利用料金や登録料等の特別な費用負担が必要となるサイト
- (11) 不正アクセスやコンピュータウイルスなどのシステム停止、障害を引き起こす内容を含むサイト
- (12) 市ホームページに対して誤解を招くおそれのあるサイト

(13) 次条に定めるリンク申請承認が通知されていないサイト

(14) その他特に市長が認められないと判断するサイト

(サイトの管理者等によるリンクの不承認)

第3条の2 市長は、第2条の対象サイトの管理者等について、次のいずれかに該当するものについては、市ホームページからのリンクを承認しない。

(1) 特定の政党・政治団体、宗教団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体

(2) 管理者等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、若しくは起訴され、刑が確定した者、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45条）の規定による罰金刑を宣告された者

(3) 市税、市の使用料、手数料、分担金、加入金及びその他の歳入を滞納し、督促期間を過ぎてもなお滞納している者

(4) 朝来市指名停止基準（平成17年朝来市訓令第40号）により指名停止を受けている者

(5) その他法令、市条例等に抵触する重大な義務違反、反社会的行為を行った者

(リンク申請の手続等)

第4条 市ホームページからのリンク承認を受けようとする者は、朝来市ホームページリンク承認申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 リンク対象サイト運営責任者は、承認後に申請事項に変更が生じたときは朝来市ホームページリンク各種変更承認申請書（様式第2号）を提出するものとする。

3 市長は、前2項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認した場合は、朝来市ホームページリンク承認決定通知書（様式第3号）又は朝来市ホームページリンク各種変更承認決定通知書（様式第4号）により、不承認とした場合は、朝来市ホームページリンク不承認決定通知書（様式第5号。以下「不承認決定通知書」という。）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

4 リンク対象サイト運営責任者は、承認後にリンク解除を希望するときは、朝来市ホームページリンク解除届出書（様式第6号）により、直ちに届け出るものとする。

5 市長は、前項の届出書を受理したときは、朝来市ホームページリンク解除決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第5条 市長は、市ホームページからのリンクを承認するときは、原則としてリンクに要する経費の負担をしないものとする。

2 承認期間は、承認した日からリンク解除の申し出がある日までとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、市ホームページからのリンクの承認後において、第2条に規定する基準に反する事項若しくは第3条及び第3条の2に規定する基準に該当する事項が判明したとき、又はリンクサイトが長期間表示されないとき、若しくは不適当な内容があると認めるときは、不承認決定通知書により承認を取り消すことができる。

(名簿の整備)

第7条 市長は、リンク承認に関し、朝来市ホームページリンク承認名簿（様式第8号）

に記録し、その実績を把握しておくものとする。

(市ホームページへのリンク承認基準)

第8条 他のサイトから市ホームページへのリンクは、原則自由とする。ただし、第3条第1号から第12号まで及び第14号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

(リンクの設定)

第9条 市ホームページへのリンクの設定を行うときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) リンク先は、原則としてトップページ<http://www.city.asago.hyogo.jp/>とし、トップページ以外にリンクを行う場合は、事前に市と協議すること。

(2) 市ホームページであることが明確になるようにリンクすること。

(3) フレームリンク等は、原則として禁止とすること。

(リンク設定をした場合の報告)

第10条 市ホームページへのリンクを行った者は、朝来市ホームページへのリンク設定報告書(様式第9号)を市長に報告するものとする。

(免責事項)

第11条 市ホームページのリンクにおいては、アクセスするユーザーの利便を意図してリンクを設定しているのもので、市がそのサイトを推薦していることを意味するものではない。また、リンク先のサイトの内容は、個々の独立した団体又は個人に帰属し、市の意見、主張、立場または見解を意味するものではない。これらのサイトは、市の管理下にはないため、リンク先のサイトの内容に関して、市はいかなる責任も持たない。

(庶務)

第12条 市ホームページリンク承認に関する事務は、企画部広報課が行う。

(補則)

第13条 市ホームページ上のコンテンツやURLは予告なしに変更または、削除することがある。

附 則

この訓令は、平成17年7月14日から施行する。

附 則

この訓令は、平成17年12月6日から施行する。